

デイサービス リハケア アンダンテ 重要事項説明書

当事業者が提供する地域密着型通所介護の内容に関し、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

令和7年8月1日改訂

事業者の名称	株式会社ケアクオリティ
主たる事務所の所在地	静岡市葵区水道町98番地
電話番号	054-272-0357
代表者職	代表取締役
代表者氏名	野中 康弘
他の介護保険関連事業	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、他
事業所の名称	デイサービス リハケア アンダンテ
事業所の所在地	静岡県静岡市葵区沓谷1丁目12-11
電話番号	054-200-3131
管理者	富山 美知帆
介護保険事業所番号	2274207683
指定年月日	平成28年4月1日
交通の便	静鉄ジャストライン 三松バス停より約5分
通常の事業の実施地域	静岡市
第三者による評価の実施状況	なし

2 事業者の職員の概要

職 種	職 務 内 容
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、利用申込みに係る調整及び地域密着型通所介護計画の作成に当たる
生活相談員	地域密着型通所介護計画に基づき利用者に対し適切に相談業務を行う
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な能力の減退を防止する為の訓練を行い、また地域密着型通所介護計画に基づき、地域密着型通所介護サービスの提供に当たる
介護職員	地域密着型通所介護計画に基づき、地域密着型通所介護サービスの提供に当たる

職 種	資 格	員 数
管理者	介護福祉士	1人
生活相談員	介護福祉士	1人以上
機能訓練指導員	柔道整復師・看護師	1人以上
看護職員	看護師	1人以上
介護職員	介護福祉士 ホームヘルパー2級 等	2人以上

員数については、介護保険の最低人員配置基準を順守しております。

3 営業日及びサービスの提供時間、営業時間、利用定員

月～金（祝日含む）	午前 9時20分～16時40分 利用定員 18人
営業をしない日	土・日・年末年始（12/30～1/3）
営業時間	8時30分～17時30分

4 地域密着型通所介護の運営の方針

- ご利用者の生活の質の向上等を図ることができるよう、心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、日常生活の世話、機能訓練、創作的活動、レクリエーション等を行います。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 関係法令等を遵守し、事業を実施します。

5 提供するサービス内容

- (1) 機能訓練
日常生活動作、歩行訓練等
- (2) レクリエーション
機能訓練を見越した、集団、個別での体操やご利用者の希望にて手芸・工作等
- (3) 健康チェック、健康相談
来所時のバイタルチェック、サービス提供時間内での服薬介助や身体観察等
- (4) 介護サービス
排泄や移動動作の際の身体介助等
- (5) 送迎サービス
サービスを利用されるための送迎
- (6) 当事業者の管理者又は生活相談員は、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域密着型通所介護計画を作成します。
居宅サービス計画書が作成されている場合には、その内容に沿って作成し、作成した際にはご利用者またはご家族への説明をし同意を得て、交付をします。

6 利用料金

(1)

保険給付サービス	事業者の地域密着型通所介護の提供（介護保険適用部分）に際し負担する利用料金は、原則として基本料金の1割、2割または3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。			
	サービス提供時間 7～8時間 *6級地：1単位＝10.27円			
サービスの種類	算定単位数	1割負担金額	2割負担金額	3割負担金額
□地域密着型 通所介護 (1回あたり)	要介護1(753単位)	774円	1,547円	2,320円
	要介護2(890単位)	914円	1,828円	2,742円
	要介護3(1032単位)	1,060円	2,120円	3,180円
	要介護4(1172単位)	1,204円	2,408円	3,611円
	要介護5(1312単位)	1,348円	2,695円	4,043円
	□入浴加算(40単位)	41円	82円	123円
	□個別機能訓練加算(Ⅰ)イ(56単位)	58円	115円	173円
	□個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ(76単位)	78円	156円	234円
	□個別機能訓練加算(Ⅱ)(20単位)	21円	41円	62円
	□サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(22単位)	23円	45円	68円
□サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(18単位)	19円	37円	56円	
□サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(6単位)	7円	13円	19円	
	※サービス提供体制強化加算は、上記ⅠⅡⅢのいずれかの算定、又は算定なしです。また、施設の体制状況により、年度ごとに算定区分が変わる場合があります。変更になった場合は、都度通知します。			
	□若年性認知症受入加算(60単位)	62円	124円	185円
共通加算	□介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として、所定単位数の合計に9.2%の率を乗じた単位が加算されます。 □介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)として、所定単位数の合計に9.0%の率を乗じた単位が加算されます。 ※介護職員等処遇改善加算は、上記ⅠⅡのいずれかの算定です。また、施設の体制状況により、年度ごとに算定区分が変わる場合があります。変更になった場合は、都度通知します。 ※上記共通加算は負担割合率により、1割・2割・3割の自己負担となります。			

◎利用者負担算出方法

$$\{(基本単位+加算) \times 日数 + (基本単位+加算) \times 日数 \times 9.2\% \} \times 10.27 (地域単価) = \text{□} \text{円}$$

(1円未満切捨て)

$$\text{□} \text{円} - (\text{□} \text{円} \times 0.9 \text{ または } 0.8 \text{ または } 0.7 (1円未満切捨て)) = \text{□} \text{円 (利用者負担額)}$$

上記の料金、算出方法はあくまでも目安となるものです。計算にあたり、日数及び、小数点以下の端数処理の関係で差異が生じる場合があります。

(2) その他の費用(自己負担)

- ① 食費(昼食) 600円

- ② 実施地域以外の交通費
通常の事業の実施地域を越えてから、片道1km超ごと30円
- ③ 日常生活費
おむつ代実費
- ④ その他の日常生活費
教養娯楽（レクリエーション）費（ご利用者の希望により提供する場合）

(3) キャンセル料

利用予定日の前日の営業時間終了時までには、休みの連絡を頂けない時には100%のキャンセル料を頂く場合があります。

7 サービス内容に関する苦情相談窓口

あなたは、当事業者の地域密着型通所介護の提供について、苦情を申立てることができます。また、当事業者に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

<苦情相談窓口>

デイサービス リハケア アンダンテ	管理者：富山 美知帆	電話 054-200-3131
静岡県国保連合会	業務部 介護苦情相談	電話 054-253-5590
静岡市役所	介護保険課	電話 054-221-1088

8 事故発生（緊急）時の対応

ご利用者の様態急変時には、職員がマニュアルに沿って対応します。別紙（1）参照
火災発生時には、職員がマニュアルに沿って対応します。別紙（2）参照
いずれの場合にも、ご利用者の安全を第一とし、速やかに対処するものとします。

9. 第三者による評価の実施状況

1 あり	評価確定日	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし		

年 月 日

(事業者)

地域密着型通所介護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項の説明を行い、同意を得て交付いたしました。

所在地 静岡県静岡市葵区沓谷 1丁目 12-11

名称 デイサービス リハケア アンダンテ

説明者 印

(ご利用者)

この説明書により、地域密着型通所介護に関する重要事項の説明を受け、内容に同意し交付を受けました。

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印

別紙 (1)

「緊急時の対応マニュアル」

容態急変時

発熱……検温の結果38度以下であれば、水分を多めに摂取させ、クーリングして様子観察を行い、家族へ連絡し、帰宅などの対応を図る。

嘔吐……口腔洗浄をし、誤嚥、窒息に注意する。安静にし、意識の有無・痛みの有無を確認する。意識消失や痛みの訴えがあれば、医師に連絡し指示を仰ぎ対応。またはその状況を確認し、家族へ連絡をし、帰宅などの対応を図る。

下痢……便の状態、痛みの有無を確認する。痛みがあれば医師に連絡する。痛みがない場合は、水分を多めに摂取し様子を見る。

転倒……打撲の部位、痛みの有無、骨折の有無を確認する。頭部の打撲で意識がない場合は、ただちに救急車を要請する。骨折についても同様とする。意識がある場合は、安静にし、状態を観察する。その際、嘔吐などの有無について注意する。

意識消失……名前を呼んでも覚醒しない場合は、救急車を要請する。身体を強く動かすことはしないよう注意する。呼びかけをくりかえしたり、指先の爪の間に自分の爪をくいこませたりして反応をみる。救急車到着まで特別な場合（看取り等）を除き一時救命処置を行う。

- 家族と事業所との連携を密にするため、連絡帳等を作成し、サービス提供時間内での利用者の状態を報告する。
- 救急車等で搬送する場合は、速やかに家族等関係者に連絡する

別紙 (2)

火災時の対応マニュアル

火災発生時

火災報知器を確認のうえ、火災の場所等を確認し、火災通報電話を使用し、消防署へ速やかに通報する。

1名はただちに初期消火をおこなう。

他の職員は、利用者を安全かつ速やかに安全な場所への避難誘導をおこなう。

利用者の人数確認をし、利用者の状態の確認を行う。

利用者の状態に異常が見られる場合は、状態の程度に応じ速やかに対応する。

状態は緊急時対応マニュアルに準ずるものとする。

多数の職員の協力が必要な場合は緊急連絡網により連絡する

